安心して在外研究に出発する

小場瀬琢磨 (専修大学法学部准教授)

はじめに

筆者は2019年4月1日より翌年3月31日までの間,長期在外研究員を命ぜられ、ドイツ連邦共和国ラインラント・プファルツ州シュパイアー市のシュパイアー・ドイツ行政大学院大学附属ドイツ行政研究所に留学した。この場をお借りして、何よりもまず、貴重な機会を与えてくださった法学部教授会の先生方に感謝申し上げたい。また基礎先端部会の先生方には当該期間中の御負担をご寛恕くださったことについて御礼申し上げたい。

本報への寄稿依頼をいただいた際に、寄稿文の内容は必ずしも学術的な事柄に限られず、留学体験記としてもよいとのお言葉をいただいた。留学に関しては外務省等の公的機関や本学学務課が多くの情報を提供しており、それらを参照するべきことは当然だが、留学希望先の選択、留学の受け入れ先との折衝、留学準備、留学先における生活全般については、実際に経験したことから得られた情報も少なからずあった。以下では、これから在外研究に出ようとする先生方に他山の石としていただきたいとの一念より、失敗談も含めて、一年間にわたって現地生活を送るために実際的かつ有用な事柄について記す。その内容が筆者の個人的経験や在外研究先国に限定されたものであることについては、あらかじめお断りさせていただきたい。

1. 在外研究の受入れ機関の決定に至るまで

在外研究先としてどの研究機関を選ぶべきか。その答えは、在外研究に赴こうとするその人がどこの国に軸足を置いてなにを研究したいかによって決まるだろう。どこに赴いてなにを学ぶかは究極的にはその人の生き方の問題である。しかし、留学先の探索やコンタクトの仕方、必要書類とその作成における要点、決定に至るまでの手続

については、ある程度は一般化されたことがいえるように思われた。

筆者は、まず在外研究を通じて自分の研究の地平を広げてみようと考えた。そのために次の二つの目標を立てた。第一に、国際経済法とEU法の比較研究を目指すという研究の方向性を立て、その実践を行っている研究者の下で、比較研究の視点や方法を学び取ってみたいという目標を立てた。第二に、ドイツのEU法研究者の多くは、憲法、国際法、EU法の三分野を専門分野として研究教育活動を行っているので、そのように公法を俯瞰しつつ一研究者として把握するようなメタ理論を学ぶという目標を立てた。

その結果、在外研究先の国はおのずとドイツに定まった。ドイツの大学において国際経済法とEU法の双方の分野にまたがるような研究活動をしている教授という絞りをかけると、十名ほどの研究者が指導教授の候補となった。さらに次のような基準によって候補は絞られた。ドイツの法学研究者は大まかに保守・革新とカトリック・プロテスタントの陣営に分かれているように思われる。そこであまり肌が合わなさそうな人は対象外となる。年齢も考慮要因となる。あまりにも若い教授には在外研究員を受け入れる余裕がないだろうし、定年間際の教授は付き合いが将来的に発展する可能性がどうしても限られるからである。

以上のような在外研究の目標と基準に適う指導教授を探した結果、最終的にシュパイアー・ドイツ行政大学院大学のヴォルフガング・ヴァイス教授(Prof. Dr. Wolfgang Weiß)が指導教授として快く受入れてくださった。しかし、そこに至るまでには紆余曲折があった。

私事になるが、筆者は音楽を聴くことが趣味であるため、当初、在外研究の傍ら音楽を聴こうという邪な考えを抱き、ウィーン大学のある教授にコンタクトしたことがある。この教授は法哲学的な視角からEU法を分析するという独特な研究成果を発表してきた人物である。筆者はその教授に合わせようとしてかなり無理のある研究計画書を提出したが、結局うまくいかなかった。もちろん新しいことに挑戦することは間違いではないが、研究者としての自分からあまりに隔たりのある研究者に受入れを頼んでも、希望が叶えられる可能性は低い。エアランゲン・ニュルンベルク大学のクライェフスキー教授(Prof. Dr. Markus Krajewski)は、在外研究の受入れをお願いしたところ、同教授も在外研究に出るので受入れはできないとしつつ、親切にも筆者の希望に適うような在外研究先候補をいくつか推薦してくださった。この文面からは教授の誠実な人柄がうかがわれた。

在外研究の受入れ依頼はどのように行えばよいか。ドイツの大学教授は講座(Lehrstuhl) のホームページ上にメールアドレスを公開している。そこにメールを送信すれ ばよい。問題は最初にコンタクトするときの文面になにをどのように書けばよいかで ある。ドイツ社会では公式に人になにかを依頼するための手紙(Formelbrief)に関して、 一定の書き方が守られている。そのような手紙を書く力はドイツ社会において必要な **資質である。ドイツ語学校の中級クラスでは必ず手紙の書き方を教えている。その要** 点は、自分が何者であるかをはっきりさせた上で、なんのためにその手紙を書いてい るかを明確に示しつつ、相手にしてほしいことを慇懃に伝えることである。すなわち. 自分がどのような分野の研究者であるかを述べ、いつからいつまでの間に校務を免除 されており(ドイツ語でForschungssemesterという)。その間に貴大学で研究させてい ただきたいので、先生の研究室に受け入れいただけないかという趣旨のことを丁寧に 書くことになる。

なお、各大学には外国人局が設けられているが、在外研究員の受入れに関する実質 的な決定権は各教授にある。そのため、外国人局等の部局にコンタクトしてみても、 結局、各講座の担当教授の許可を得るようにとの返答を得る可能性が高いだろう。

在外研究の受入れ依頼はいつ行うべきか。在外研究受入れ先の探索に当たって、在 外研究経験者の情報を参考にさせていただいた。そのほとんどは、在外研究の受入れ 依頼をなるべく早いうちに行うように勧めていた。筆者の場合、在外研究開始のおよ そ1年前にヴァイス教授から受入れを可とするメールをいただいた。有名大学や有名 教授の下には在外研究員受入れの希望が多く寄せられるので、どうしても早くから受 入れ依頼活動を行わざるを得なくなっているようである。

在外研究の受入れをお願いする最初のコンタクトに対して相手方が好印象を抱いた 場合、履歴書と研究業績書と研究計画書(あまり長いものである必要はない)の書類三 点セットを送ってほしいという返信がくる。この三点セットは、どこの大学であって も在外研究員の受入れに当たって必要となるようだ。以上の書類は,もちろん相手方 がわかるものでなければならないから、ドイツ語あるいは英語で書かれていなければ ならない。しかし相手方からの返信を得てから、上記書類の作成を始めたのでは、ど うしても書類作成の時間が必要になる。また外国語で文法的なミスのない文章を書く ことは難しいし,念を入れても完璧は期しがたいから,他人にチェックしてもらう時 間が必要になる。そのため、在外研究の受け入れ先探しを始めるに先立って、時間的 な余裕を十分にもって上記の書類の三点セットを入念に作成しておいた方がよいと思

われた。

なお、各大学の設備や受入れ条件はそれぞれ異なる。これも在外研究先の選定における考慮要因となる。なお、留学費用を在外研究先大学は負担しないという条件はどの大学にも共通しているように思われた。

ウィーン大学は研究室利用なしという条件だった。これは大都市の大学によくある 制約である。ドイツの大学では、通常、無料で図書館を利用できるが、スイスの大学 のある著名な研究所は図書館利用料等の名目で月ごとに(決して少額ではない)金銭の 支払いを在外研究員に求めるようである。逆に、客員教授等の肩書と手当を与えると いう条件もある。ただし、客員教授は正式の選考手続を経て任用されるため、応募者 は早くから講義計画等の応募書類を準備しなければならないようである。

シュパイアー行政大学院大学は、学生寮の一室を無料で研究室として利用させてくれた。紙のコピーは無料でできたが、しなかった。その代わりに大量に電子コピーした。図書館地下のコピー室には複合機があり、USBメモリさえあればいくらでも自由に電子コピーできた。コピー室はいつも空いていた。しかし複合機の発見と電子コピーの操作習熟には一カ月ほど要した。同大学の図書館は国際法・EU法に関しては比



シュパイアー行政大学院大学図書館外観, 奥の建物は学生寮

較的充実していたが、近隣圏にあるマンハイム大学やハイデルベルク大学には劣るように思われた。

総じて、シュパイアーでは恵まれた研究条件を与えられたように思う。しかし、これは幸運の結果であって、すべて以前からわかっていたわけではない。図書館の利便性や充実度に関する情報は、どうしても実際に現地に赴かないとわからない部分が残る。現地における物価水準、人々の気質および生活のしやすさも現地でしか知りえない。そのため在外研究先を選定する際には、やはり事前に一度でも現地に行ってみることをお勧めしたい。

2. 在外研究の開始準備

在外研究の出発前にどのような準備を行っておくべきか。学務課からは航空券の購入等の事務的事項について書面による指示があった。人事課では在外研究期間中の税および社会保険の扱いに関する説明を受けた。学務課の方は在外研究中の研究費支出と精算方法について説明してくださった。学内各部局の担当の方々はそれぞれ丁寧かつ親切に説明してくださった。感謝すべきことである。しかし、安心して在外研究へ赴くための準備についてのすべての必要情報を大学の事務担当部局から得られるわけではないことも事実である。加えて、在外研究中に利用できるサービスはIT化の進展により急速に発達した。こうした事情ゆえ、内容が俗に傾くことを敢えて恐れず、現地で安心して暮らすための準備について記す。

(1) 語学力

留学、すなわち外国の現地での生活には、なんといっても語学力が不可欠である。これは留学に赴いた方の多くが感じることであろう。そこで筆者は事前にドイツ語に慣れておくため、空き時間にはなるべく ZDF (Zweites Deutsches Fernsehen:ドイツ第二放送)を視聴するようにした。ZDFの放送は、海外送信されないものもあるが、過去一週間分をネット上で視聴できる〈https://www.zdf.de/sendung-verpasst〉。内容はニュース、討論番組やドキュメンタリーなど実に多様であり、大変勉強になる。ZDFには責任ある立場の政治家が登場して国民に語りかけることも多い。

筆者は、しかしZDFの視聴だけでは語学力の向上に足りないとも感じた。ZDFはドイツ語を母国語とする人向けの放送であるため、外国人向けにわかりやすくすると

いう配慮は行われない。話者の話す速度は速いし、わかりにくい言葉も使われる。自 分自身の語彙力の及ばない事柄が扱われる番組は、注意散漫になって単なる聞き流し に堕してしまうことがしばしばであった。

後で知り及んだことだが、ドイツ語ネットラジオ放送ドイチェ・ヴェレは、テキスト付のニュース番組を放送しており、ドイツ語聴解力の向上に非常に有用である。この番組では遅速二種類の放送ファイルを聴取でき、それをわかるまで何度でも繰り返し再生できる。また読み上げたテキストも入手可能である。これらを利用すれば、聴解不能あるいは理解不能な語・フレーズの意味をゆっくり辞書で調べることによって自分自身の語彙を増やすことができるし、また難解箇所を何度も繰り返し聞くことによって、聴き取りにくい音を丁寧につぶしながら聴解能力を高めることが可能である。この「ゆっくり発話ニュース」のURLは〈https://www.dw.com/de/deutsch-lernen/nachrichten/s-8030〉。

(2) 必携書類

海外渡航にパスポートを持参しない人はおよそいないが、それ以外にも必携書類がある。戸籍謄本である。

外国人がドイツ国内の同一都市に3カ月以上居住する場合,EU域内に共通のルールとして,当該都市に移動してから7日以内に住民登録するように求められる。住民登録は後に滞在許可を取得する際に必須であるし、また住所を示すことによってはじめて得られるサービス (携帯電話の契約,税関に対する居住の事実の証明,市立図書館の利用など)を受けるためにも必要となる。

住民登録は、居住先の市町村の住民登録局(Einwohnermeldeamt)において行う(シュパイアー市ではBürgeramtという部局)。その際には、一般的にパスポートおよび居住不動産の賃貸借契約書が必要となる。それは、しかし単身者の住民登録の場合であって、家族の場合はさらに婚姻証明書(Heiratsurkunde)および子の出生証明書(Geburtsurkunde)が必要となる。この二つの書類に対応する日本の書類が戸籍謄本である。とはいえ日本語の戸籍謄本をそのままドイツの役所に提出するわけにはいかない。そこでフランクフルトの日本総領事館に日本語の戸籍謄本を持参し、領事による公式の翻訳付きの出生および結婚の証明書を作成してもらい、それをシュパイアー市の住民局に提出した。この証明書発行手続の詳細は〈https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/mibunnjou.html〉。

では、日本で書類を準備してから出発することは可能か。結論からいえば、可能で ある。しかし、在ドイツ日本国大使館・領事館において日本の書類を示した上で、出 生や婚姻の証明書をドイツ語で発行してもらう方がやはり便宜である。理由はこうで ある。

日本国外務省は戸籍謄本に付するアポスティーユを発行する。在日ドイツ大使館は 「戸籍謄本や登記簿謄本などの日本の公文書をドイツの官公庁に提出する際に、公文 書であることの証明としてアポスティーユの取得を提出先から求められることがあり ます」と述べる。続けていう。「書類に翻訳を添付した後ではアポスティーユの取得 はでき | ないから、「……ドイツへ提出する書類にアポスティーユが必要な場合は、翻 訳前に取得|せよ、と。つまり、アポスティーユ付きの戸籍謄本をドイツの官庁に提 出するためには、まず日本で戸籍謄本を取得し、次いで外務省においてアポスティー ユを取得し、最後に公認翻訳士の翻訳認証を得るという煩雑な手順を経なければなら ない。東京にも公認翻訳士は数名いるので、たしかに以上の手順を出発前に完了させ ることは可能である。この方法は、しかし費用面で在独日本大使館領事館の証明書に 劣るし、また公認翻訳士にコンタクトしてそのサービスを受けるのは在外公館に証明 書発行を要求することに比べると敷居が高いと感じる方も多いだろう。

なお、単身で海外渡航する場合も戸籍謄本は持参した方がよい。パスポートを紛失 した場合、戸籍謄本、パスポートのコピー、パスポート用の写真(縦45mm、横35mm) の三点セットが手元にあれば、日本国在外公館において比較的速やかにパスポートを 再発行してもらえる。その他の必要書類もあるが、詳しくは外務省の案内〈https:// www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_5.html〉を参照されたい。

ところで、上記の在日ドイツ大使館の説明にアポスティーユ取得が義務づけられて いるわけではないが、取得を求められる「ことがある」というのは一体どういうこと だろうか。そのような文言を用いて説明せざるを得ない事情は、ドイツ各地に200以 上の外国人局があり、その実務慣行が完全に統一されていないためである。これはド イツという連邦国家ならではの事情である。在外研究先が決まり次第、その土地にお ける滞在許可取得に必要な書類について、大学の対外関係担当部局や管轄地の外国人 局にあらかじめ問い合わせておけば安心である。

(3) 現地における支払決済手段

日本から在外研究先に送金して、現地で支払・決済する手段を持たなければ、在外

研究生活は立ち行かなくなる。支払決済手段の確保は文字通り生命線である。日本から外国へ生活費を送金する際に、以前は郵便局から海外の銀行口座に送金するのが有利であったが、ITサービスの発達によって事情は一変した。この辺りの事情について少し述べる。

在外研究先国が決まったら、まず現地通貨の為替相場の変動状況を調べて、この為替レートならば割安あるいは割高という感覚を養う。有利な為替レートになったときに機敏に外貨を仕入れるためである。それから日本のある銀行に口座を開設する(こうすれば絶対間違いなしという断定を避けるため、具体名は挙げないが、「外貨預金」、「デビットカード」、「事務手数料」といった検索語を用いて検索すれば、その名はすぐにわかる)。 筆者の利用した銀行では、事前に口座を開設して割安な外貨を貯めておくことができ、加えてデビットカードを用いることによって、外貨預金をそのまま在外研究先での支払いに充てることができた。外貨預金口座の残高からデビットカード支払いをする場合の事務手数料はかからないし、外貨預金口座の維持手数料も無料だった。ドイツではキャッシュレス化が急速に進み、スーパーマーケット等での日常の支払いはほとんどデビットカードで済ませることができた。

ところで上記銀行は、マネーロンダリング対策として、ある時期より自己名義口座 から海外銀行の自己名義口座に生活費を外貨送金することを認めなくなった。では、 自己名義の口座間においては預金をまったく海外送金できないのだろうか。

結論からいえば、クレジットカードによる海外キャッシングを利用すれば、日本から外国銀行に送金したのと実質的に変わらない結果を実現できる。その際には、在外研究先国のATMを利用して、キャッシングして現金を引出し、この現金をそのまま現地銀行の自分の口座に預金するという方法を用いる(カードの具体名は「海外キャッシング比較」といった検索語でネット検索すればすぐにわかる)。キャッシングする場合、一般に口座引落日までの金利を支払わなければならない。しかしクレジットカードの入金受入れサービス(Pay-easy)を利用して、繰り上げ返済してしまえば、最短で三日程度の金利支払いで済む。なお、国際ブランドはマスターカードが日本円から外貨への両替率に関して有利なようだ。

上記のサービスを利用するためには、ネット環境下で各サービスのログインIDとパスワードをすべて正確に入力できなければならない。IT化によってインターネットを介したサービスの利便性は向上したが、その一方で、多くのログインIDとパスワードを管理するという手間が生じた。しかも金融サービスは、セキュリティ向上のた

めに第二パスワードや乱数表を用いることが多い。それらを用いるサービスを外国で 初めて試すのはあまりに無謀である。在外研究先で利用することになるサービスを洗 い出し、その利用のためのログイン ID とパスワード等を記した帳面(さらにその必要 頁を携帯電話で撮影した写真)を用意した上で、日本国内においてサービスを受けるた めの予行演習を行っておくべきであろう。

なお、海外には予備のクレジットカードを数枚持参した方がよい。カードの盗難・ 紛失、あるいはカード情報の窃取・不正利用があった場合、日本国内にいる場合とは 異なり、再発行されたカードをすぐに送ってもらうことができない。そうした状況は 別のカードを使うことによって乗り切らざるを得ない。

(4) 持っていく物

在外研究の出発準備というと、必要な物品を荷造りすることを思いがちである。し かし荷物を最小化することにこそ思いを致すべきである。日本のパソコンは必携だが、 それ以外の生活必需品は、よほど特殊なものでない限り、現地で安く調達可能である。 とりわけ研究書は、日本語のものを除いて在外研究先で容易に入手できるし、図書館 が所蔵している。日本のamazonは追加的な送料を支払いさえすれば海外にも発送す る。日本から高い送料をかけて荷物を送ると、税関に止められ、受け取りに行くため の手間と費用をさらにつぎ込まざるを得なくなることがある。

3. 安心して日本へ帰る

これまで安心して在外研究に出発することについて書いた。安心して出発すること の仕上げは、安心して日本へ帰ることである。在外研究中の時は速く過ぎる。在外研 究後半になると、3月末に確実に日本に帰国し、4月から担当講義を開講することを 第一に考えなければならない。以上のことを痛感させられたきっかけは新型コロナウ イルス感染症の拡大であった。

ドイツでは2020年1月に最初の感染者がミュンヘンで発見された。その後. 感染は 急拡大した。2月にはイタリアで最初の死者が発生した。3月に入るとドイツの連邦 各州は外出制限措置をとった。適法な外出の理由は、生活必需品の購入、職場への通 勤および病院への通院に限定された。大学から人が消え、図書館は閉館した。普段は 人通りの絶えない市内の目抜き通りには人影が見られなくなった。



2020年3月23日,外出禁止令発令下のシュパイアー市内

筆者は結局3月末に帰国したが、上述のような状況変化に対して適切に対応できたかどうかは今でもよくわからない。在外研究員は学務課に提出した研究計画書の記載通りに現地滞在しなければならないし、また税金の関係もある。そのため直ちに帰国するという判断は躊躇した。しかし日本に予定通りに帰れなくなる場合、新学期の授業担当に穴をあけることになるし、現地でのあらたな仮住まいも必要になる。EU各国がEU域外からの入国制限措置をとるに及び、日本への航空便が次々にキャンセルされるようになり、いよいよ日本に帰れなくなるという懸念が現実化した。ここでやっと重い腰を上げて帰国予定を早めることにした。

まず航空券を手配した。その時点ですでに航空運賃は値上げされていた。それでも 複数の航空券を手配して、運航キャンセルに備えた。予約していたエミレーツ航空便 は現実に運航キャンセルとなった。結局、フィンエア(=日本航空との共同運航便)で 帰国した。航空機は帰国を急ぐ日本人で満席だった。この便は次の日から運航取りや めとなったようだ。筆者はカタール航空の航空券も予約していたが、これはヴァウチャーなるものに替わってしまった。危急時にもっとも信頼できるのは日本の航空会社 である。帰国の半年前から日系航空会社のキャンペーン動向をにらみつつ、航空券を 予約しておけばよかったと今にして思う。

また帰国準備として荷浩りと荷物発送(DHL)を急いで手配した。段ボール6個分 の荷物を日本の自宅宛てに発送した。その後、荷物がドイツ国内を転々としたことま では追跡サービスによって分かったが、最終的にその内の2個しか手元に届かなかっ た。

国際航空便の持ち込み手荷物には重量の制限があるから、重たい書籍は国際小包と して日本に送らざるを得ない。国際小包は荷を大きくすると、送料が割安になる。そ のため筆者は大きい箱に重たい荷を詰めて送ってしまったが、これは大失敗だった。 国際小包の荷扱いは平時であっても相当荒い。梱包材として比較的小さく頑丈な段ボ ール箱と粘着力の高い丈夫なテープを用意し、段ボール箱の周りをテープで固くなる ほど巻きつけなければ、荷物は容易に紛失する。大事な物は丁寧に梱包して、時間に 余裕をもって日本に送るべきだった。

おわりに

筆者は、新型コロナウイルス感染症の拡大が早く終息し、在外研究制度を十分に活 用しうる状態が戻ることを願ってやまない。在外研究生活は準備が大切である。この 文章がこれから在外研究に出発される先生方にとって少しでも役立てば幸いである。